

県南広域振興局長告示第58号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、夏川沿岸土地改良区（一関市）から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成29年4月14日

県南広域振興局長 細川 倫史

理事

高橋 秀典 一関市花泉町永井字西狼ノ沢7番地